

流山市立小学校設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、流山市立小学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 38 条の規定により流山市が設置する小学校の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
流山市立流山小学校	流山市流山 4 丁目 359 番地
流山市立新川小学校	流山市大字中野久木 339 番地
流山市立八木南小学校	流山市芝崎 92 番地
流山市立八木北小学校	流山市美田 208 番地
流山市立江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3 丁目 11 番地
流山市立東小学校	流山市名都借 856 番地
流山市立東深井小学校	流山市東深井 879 番地の 2
流山市立鱈ヶ崎小学校	流山市鱈ヶ崎 7 番地の 1
流山市立西初石小学校	流山市西初石 4 丁目 347 番地
流山市立向小金小学校	流山市向小金 3 丁目 149 番地の 1
流山市立小山小学校	流山市十太夫 97 番地の 1
流山市立長崎小学校	流山市野々下 2 丁目 10 番地の 1
流山市立流山北小学校	流山市加一丁目 795 番地の 1
流山市立西深井小学校	流山市西深井 67 番地の 1
流山市立南流山小学校	流山市木 487 番地